

国立大学法人鳴門教育大学公開講座規程

平成16年 4月 1日

規程第 63 号

改正 平成17年3月14日規程第21号

平成21年3月31日規程第62号

平成22年3月24日規程第71号

平成27年3月25日規程第32号

平成29年3月 8日規程第63号

平成31年3月13日規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第98条第2項の規定に基づき、公開講座について、必要な事項を定める。

(公開講座の種類)

第2条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）が実施する公開講座の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般公開講座 本学における教育研究の成果を広く社会に公開し、社会人の教養を高めることを目的とする講座
- (2) 現職教育講座 主として現職教員を対象として、その資質の向上に資することを目的とする講座
- (3) 特別公開講座 公の機関から委嘱を受けて、特別に開設する前2号に掲げる以外の講座

(受講資格等)

第3条 公開講座の受講資格及び募集人員は、その都度定める。

(時期、場所等)

第4条 公開講座は、原則として、学則第28条に規定する休業日又は授業の実施に支障のない時間に行うものとし、その実施時間数については、その都度定める。

2 公開講座は、本学の施設を使用して行うものとする。ただし、必要がある場合は学外で実施することができる。

(講師)

第5条 公開講座の講師は、本学の職員のうちから学長が指名する。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者等を講師に委嘱することができる。

(単位の授与等)

第6条 法令等に基づいて実施する公開講座については、学長が教授会の意見を聴いて、単位を授与することができる。

2 前項の単位は、当該公開講座の所定の課程についての受講を終了した者で、試験、論文、報告書その他の成績審査に合格したものに授与する。

3 単位の計算方法については、学則第47条の定めるところによる。

(修了証書)

第7条 公開講座において、所定の課程を修了したと認められた者又は所定の単位を修得した

者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第8条 公開講座を受講しようとする者は、特別の定めがある場合を除き、所定の期間に講習料を納付しなければならない。

2 前項の講習料の額は、別に定める。

3 納付した講習料は、返付しない。

(地域連携委員会)

第9条 公開講座の実施に関する企画及び連絡調整は、地域連携委員会が行う。

(事務)

第10条 公開講座に関する事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。